立入検査実施状況の概要

1. 実施期間 令和7年8月

2. 立入検査件数

立入検査場所	立入検査箇所数	収去品に違反が 認められた箇所数	指導基準を 超過した箇所数	管理基準を 超過した箇所数		
配合飼料工場	5	0	0	0		
単体飼料工場	10	0	0	0		
飼料添加物工場	0	0	0	0		
港湾サイロ	3	0	0	0		
倉庫	1	0	0	0		
その他	2	0	0	0		

3. 飼料等の試験結果

飼料等の区分	試験点数	違反が 認められた点数	指導基準を 超過した点数	管理基準を 超過した点数
配混合飼料	2	0	0	0
単体飼料	10	0	0	0
乾牧草	0	0	0	0
飼料添加物	0	0	0	0

4. 成分規格等省令等違反の概要(指導基準(※1)超過を含む)

違反の種類	製造業者等の名称	飼料の種類	違反内容	備考
該当なし	_	I		

(※1)当該基準を超えた飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第23条第1号に掲げる飼料に該当。

5. 管理基準(※2)超過の概要

基準値を超過した成分 (飼料の種類)	基準値を 超過した点数	備考
該当なし	0	_

(※2)管理基準は、工程管理の目安として示された基準であり、基準を超過した場合であっても直ちに法第23条第1号に掲げる有害な飼料には該当しませんが、当該飼料の使用 に起因して有害畜産物が生産される等のおそれがある場合には、その旨を備考欄に記載します。また、適切な管理措置により、飼料の安全が確保される場合は、当該飼料を家畜 等に給与することができます。